

## 第1 目的

即時性と情報の拡散性を特徴とするツイッターを原子力防災に関する広報媒体として活用し、ホームページなどと連動しながら、原子力防災に関する情報発信を行うことについて、その実用性や課題等を検証・把握するため、平成26年度北海道原子力防災訓練において試行開設する。

## 第2 用語の定義

ツイッターに関する主な用語の定義を、次のとおり定める。

- (1) ツイッター：インターネット上で140文字以内の短い文章を不特定のインターネット利用者に公開できるツイッター社が提供しているサービスをいう。
- (2) アカウント：ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) ツイート：ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (4) リプライ：他のユーザーのツイートに返信することをいう。
- (5) リツイート：他のユーザーのツイートをフォロワーに向けて拡散することをいう。
- (6) フォロー：他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

## 第3 運用主体

北海道総務部危機対策局原子力安全対策課ツイッター（以下「本ツイッター」という。）の運営主体は、総務部危機対策局原子力安全対策課（以下「原子力安全対策課」という。）とし、アカウント管理、パスワード管理、ツイートをを行う。

- 2 アカウント名は、『DouGenan1』とする。

## 第4 発信時間

原則として、平日の勤務時間内に行う。ただし、緊急時の情報等、原子力安全対策課長が特に認める場合はこの限りではない。

## 第5 意思決定

ツイートをすることは、原子力安全対策課長の決裁を得て行う。

## 第6 個人情報の取り扱いについて

本ツイッターで取得した個人情報については、「北海道公式ホームページ」の「個人情報の取り扱いについて」（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/site-info/kojinjoho.html>）に準じて取り扱う。

## 第7 投稿内容

本ツイッターは、次に掲げる事項をツイートする。

- (1) 原子力防災に関する情報
- (2) その他、原子力安全対策課の重要施策などに関する事項で、原子力安全対策課長が特に必要と認めるもの

## 第8 フォロー及びリプライの方針

本ツイッターは、国・地方自治体または公共性の高い機関について、必要に応じフォローする。ただし、本ツイッターによるフォロー（フォローの解除を含む）は、フォロー先のアカウントに対し、何らかの態度を表明するものではなく、フォロー先のツイート等について関与するものではない。リプライ及びリプライに対する返信は、原則行わない。

## 第9 禁止事項

リプライなどの投稿内容が次に挙げる事項に該当すると判断した場合は、ツイートの削除等を行う場合があります。

- ・ 公序良俗に反する内容
- ・ 違法又は反社会的な内容
- ・ 犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容
- ・ 政治活動、選挙運動、宗教活動又はこれらに類似する内容
- ・ 北海道若しくは他の第三者を誹謗、中傷し、又は名誉や信用を傷つける内容
- ・ 著作権・商標権など、第三者の権利を侵害する内容
- ・ 他者になりすます行為や虚偽、詐称を含む内容
- ・ 独断的、断定的な表現を含む内容や、ミスリーディングを誘う内容、わいせつな表現などを含む内容
- ・ 本ツイッターの趣旨に関係の無い内容
- ・ その他原子力安全対策課長が不適切と判断した内容

## 第10 運用留意事項

本ツイッター運用に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 原子力安全対策課のアカウントであることを証明するため及びなりすましによる誤情報の流布を防ぐため、本ツイッターのアカウント名を原子力安全対策課のホームページ上に明示する。
- (2) アカウントの運用主体及びツイート内容については、本ツイッターのプロフィール欄に明示する。
- (3) 情報は正確に記述する。

- (4) ツイートするリンク先は、本来のURL（ドメイン）が分かるよう、原則として、URL短縮サービスを使用しない。
- (5) 原子力安全対策課が策定した本ツイッター運用ポリシーは、原子力安全対策課のホームページに掲載する。
- (6) ツイートする際は、地方公務員法をはじめとする関係法令や職員の職務、情報の取り扱いに関する規定を遵守する。
- (7) 意図せずして原子力安全対策課が発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるように努める。

#### 第11 本ツイッターに対する問い合わせ

本ツイッターに関するご意見、お問い合わせについては、以下の「お問い合わせ」から受け付ける。

**【[somu.genshi1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:somu.genshi1@pref.hokkaido.lg.jp)】**

#### 第12 その他

その他、この本ツイッター運用ポリシーの実施について必要な事項は、原子力安全対策課長が別に定める。

#### 附則

この運用ポリシーは、平成26年9月19日から施行する。

#### 附則

この運用ポリシーは、令和4年10月 3日から施行する。